

事 務 連 絡

令和3年1月13日

各都道府県建設業協会事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

専務理事 山 崎 篤 男

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出を受けた対応について

平素は本会の業務運営に当たり、ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止対策についてはご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

1月7日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言が発出されるとともに、「基本的対処方針」が変更されました。

これを踏まえ、国土交通省から、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からの事務連絡について周知・協力依頼がありました。

つきましては、貴会会員企業の皆様に対し、緊急事態宣言・基本的対処方針等を周知いただくとともに、引き続き感染予防にご協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

以 上

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 8 日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出を受けた対応について（依頼）

昨日開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言が発出されるとともに、「基本的対処方針」が変更されました。

これを踏まえ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より別添 1～3 のとおり事務連絡がまいりました。

つきましては、貴団体におかれましては、貴会会員に対し、①緊急事態宣言・基本的対処方針等の周知、②業種別の感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底の要請、③在宅勤務（テレワーク）等の推進、④催物の開催制限、施設の使用制限等に係る営業時間短縮要請への協力依頼等を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

（別添 1）新型コロナウイルス感染症対策に関する新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等について

（別添 2）職場への出勤等（テレワーク等）について

（別添 3）緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について